

展望台へ向かう林道入り口について ／ 上地義則

■ 5 番 上地義則議員 それでは質問させていただきます。まず1点目ですね。展望台へ向かう林道入り口についてお伺いしたいと思います。現在、展望台へ向かう林道の入り口は2カ所ありまして、我喜屋側、そして田名側、どちらからも登ることができますが、道幅が非常に狭く、車がすれ違うこともあり、とても危険だと思うので、進入箇所を1カ所に決めて、交通標識を設置し、一方通行にすることはできないか伺います。よろしくお願いします。

■議長（金城信光） 農林水産課長。

■伊礼直樹農林水産課長 5 番 上地議員の質疑にお答えします。先ほど皆さんのお手元に配った『林道における車輛の通行に関する措置』ということで、お配りしています。この図からすると、「一般交通の用に供する《不特定多数の者が自由に通行できる状態かどうか》」か否かということで、今現在、特に一般交通に関しての制限がありませんので、供するということで右側のラインにいきます。そうすると、林道管理者は伊平屋村になりますが、都道府県の公安委員会等に情報の提供及び要請が必要だということになりまして、公安委員会等が車輛の通行の禁止又は制限を設けることができるということになります。議員のおっしゃるとおり、林道の幅は狭小であるため車のすれ違いは危険であると考えています。車の2台通行が困難なため、待避所はありますが2、3カ所程度しかなく、いつ対向車が来るのかわからないため、特に観光客、伊平屋村に初めて来られた方々に関しては、安全に通行ができないような状況になっているかと思われます。それを踏まえて、本村の林道についても一方通行等ができないかということを公安委員会、住民等の意見も取り入れながら協議し検討していきたいと考えています。以上です。

■議長（金城信光） 上地議員。

■ 5 番 上地義則議員 今伺って、この表からすると、公安委員会に申請してできるのかなと受け取ったのですが、この考えでよろしいですか。

■議長（金城信光） 農林水産課長。

■伊礼直樹農林水産課長 上地議員の質疑にお答えします。はい、この表からいくと、公安委員会に要請が必要だということですので、要請を上げる前に、地元住民の意見も取り入れながら、また観光協会、いろんな機関と話し合いの場を設けて一番実用的で交通の安全を確保できるかなど検討しながら進めていきたいと思っています。以上です。

■議長（金城信光） 上地議員。

■ 5 番 上地義則議員 展望台に登る観光客や民泊事業者からも、多く声が上がってまして、林道の道幅が狭い上に道路のそばにひび割れなどもあり、そばに寄せるのが怖いということも聞いています。そこで、可能であれば早急に対処していただきたいと思います。以上でこの件に関しては終わりたいと思います。